

## VII 参 考 資 料

- 1 各種統計数値から見る宮城県の少子化等の状況
- 2 子ども・子育て支援に関する国における近年の議論  
(動向)
- 3 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会など
  - (1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部及び  
部会
  - (2) 宮城県次世代育成支援対策地域協議会
  - (3) 宮城県子ども・子育て会議



## Ⅶ 参考資料

### 1 各種統計数値から見る宮城県の少子化等の状況

#### (1) 出生数及び合計特殊出生率の推移

※ 県発表の人口動態統計による。

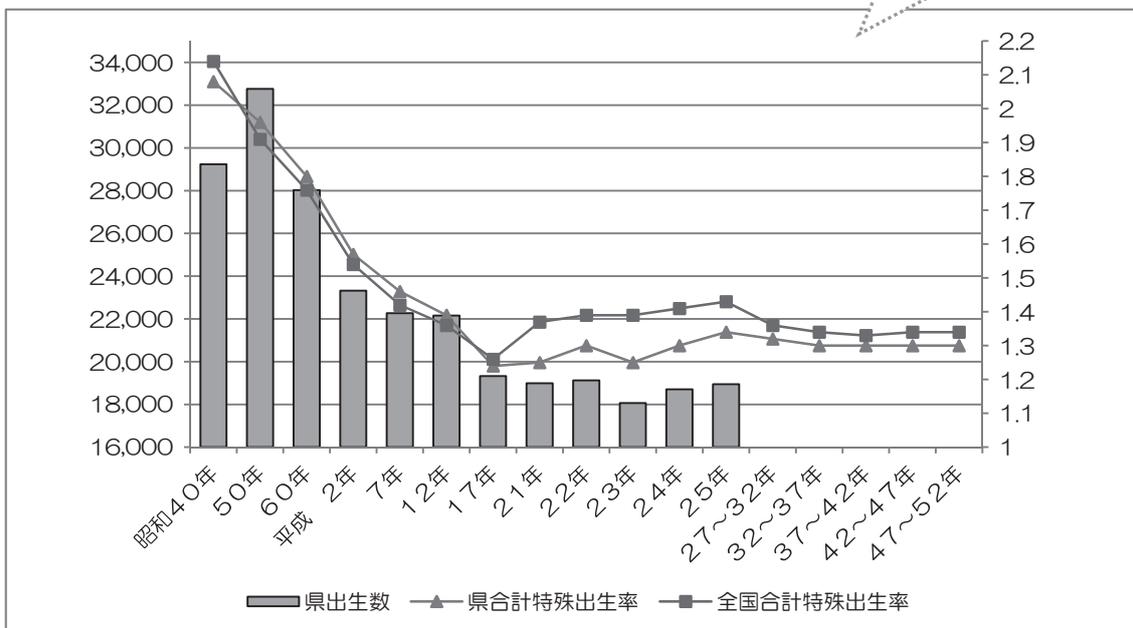
※ 平成27年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口（平成25年3月推計）」による。

年	県出生数	前回との増減	県合計特殊出生率	全国合計特殊出生率
昭和40年	29,240	—	2.08	2.14
50年	32,760	3,520	1.96	1.91
60年	28,025	△4,735	1.80	1.76
平成 2年	23,324	△4,701	1.57	1.54
7年	22,267	△1,170	1.46	1.42
12年	22,154	△113	1.39	1.36
17年	19,326	△910	1.24	1.26
21年	18,988	△875	1.25	1.37
22年	19,126	138	1.30	1.39
23年	18,062	△1,064	1.25	1.39
24年	18,707	645	1.30	1.41
25年	18,949	242	1.34	1.43
27～32年			1.32	1.36
32～37年			1.30	1.34
37～42年			1.30	1.33
42～47年			1.30	1.34
47～52年			1.30	1.34

宮城県の1年間に生まれる子どもの数は、昭和50年前後の第2次ベビーブームをピークに、年々低下を続け、平成17年には2万人を割り込みました。

今後も、出産期にある女性人口の減少が続くとともに、未婚率の上昇や、晩婚化・晩産化の進行等による夫婦の出生力の低下などにより、出生数の減少傾向は続くものと思われます。

長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の標準的な水準は2.1前後とされています。



1人の女性が一生の間に生む子どもの数を示す合計特殊出生率については平成12年までは基本的に全国値を上回ってきましたが、平成13年に同値となって以降は、全国平均を下回っています。

平成25年の宮城県の数値は1.34、全国値の1.43であり、全国の都道府県の中で39位という低い水準にあります。

政令指定都市等の大規模な自治体を抱える都道府県が低順位にあることから、宮城県においても仙台市を含んだ数値であることが大きく影響していると思われます。

## (2) 年少(0~14歳)人口の推計

※ 平成27年度以降は国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計)」による。

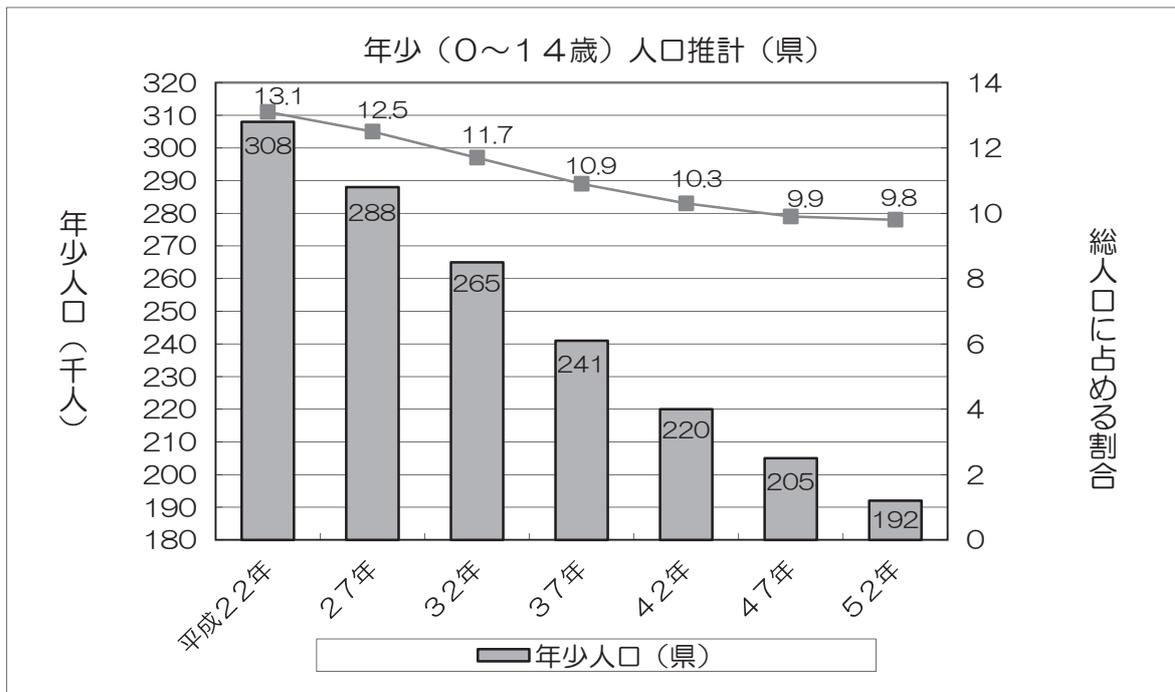
(単位:千人)

年	県	総人口に占める割合	全国	総人口に占める割合
平成22年	308	13.1	16,839	13.1
27年	288	12.5	15,827	12.5
32年	265	11.7	14,568	11.7
37年	241	10.9	13,240	11.0
42年	220	10.3	12,039	10.3
47年	205	9.9	11,287	10.1
52年	192	9.8	10,732	10.0

出生数の減少は、宮城県における年少人口(0~14歳)の減少をもたらします。

年少人口に関しては、人口自体も総人口に占める割合も宮城県・全国とも一貫して下がり続ける推計がなされています。

※総人口に占める割合の低下は、総人口の減少を上回る勢いで年少者人口が減少することを意味しています。



### 年齢3区分別人口推計

■年少 □生産年齢 ■老年

22年	13.1	64.5	22.3
27年	12.5	61.8	25.7
32年	11.7	59.5	28.8
37年	10.9	58.4	30.7
42年	10.3	57.6	32.2
47年	9.9	56.3	33.7
平成52年	9.8	54.0	36.2

平成22年の国勢調査における宮城県の総人口に占める年齢3区分別の人口割合は、年少人口(0~14歳)は13.1%(平成17年度13.8%)、生産年齢人口(15~64歳)は64.5%(同66.2%)、老年人口(65歳以上)は22.3%(同20.0%)となっています。

総人口に占める年少人口の割合が、前回国勢調査に比べ減少しているのに対し、老年人口の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいる状況です。

将来推計においても、低い出生率から幼年人口は減少し、少子高齢化がさらに進むものと予想されています。

### (3) 人口の推移

※ 平成17、22年は国勢調査結果より、平成18年から21年、23年から26年までは県発表の推計人口（10月1日基準）による。

(単位：人)

年	県全体	対前年 増 減	対 前年比	仙台市	対前年 増 減	対 前年比	仙台市 以 外	対前年 増 減	対 前年比
平成17年	2,360,218	△10,767	0.995	1,025,098	△616	0.999	1,335,120	△10,151	0.992
18年	2,354,992	△5,226	0.998	1,027,329	2,231	1.002	1,327,663	△ 7,457	0.994
19年	2,348,999	△5,993	0.997	1,028,775	1,446	1.001	1,320,224	△ 7,439	0.994
20年	2,343,767	△5,232	0.998	1,031,163	2,388	1.002	1,312,604	△7,620	0.994
21年	2,340,029	△3,738	0.998	1,033,515	2,352	1.002	1,306,514	△6,090	0.995
22年	2,348,165	8,136	1.003	1,045,986	12,471	1.012	1,302,179	△4,335	0.997
23年	2,323,224	△24,941	0.989	1,049,493	3,507	1.003	1,273,731	△28,448	0.978
24年	2,325,407	2,183	1.001	1,060,877	11,384	1.011	1,264,530	△9,201	0.993
25年	2,328,143	2,736	1.001	1,068,511	7,634	1.007	1,259,632	△4,898	0.996
26年	2,327,993	△150	1.000	1,073,242	4,731	1.004	1,254,751	△4,881	0.996

宮城県全体では、平成16年以降は減少傾向にありましたが、東日本大震災の発生による人口流動や復興需要による転入などにより増加傾向にあります。

また、仙台市の人口は増加し、仙台市以外の人口は減少という県内における都市部への集中傾向が明確に出現しています。



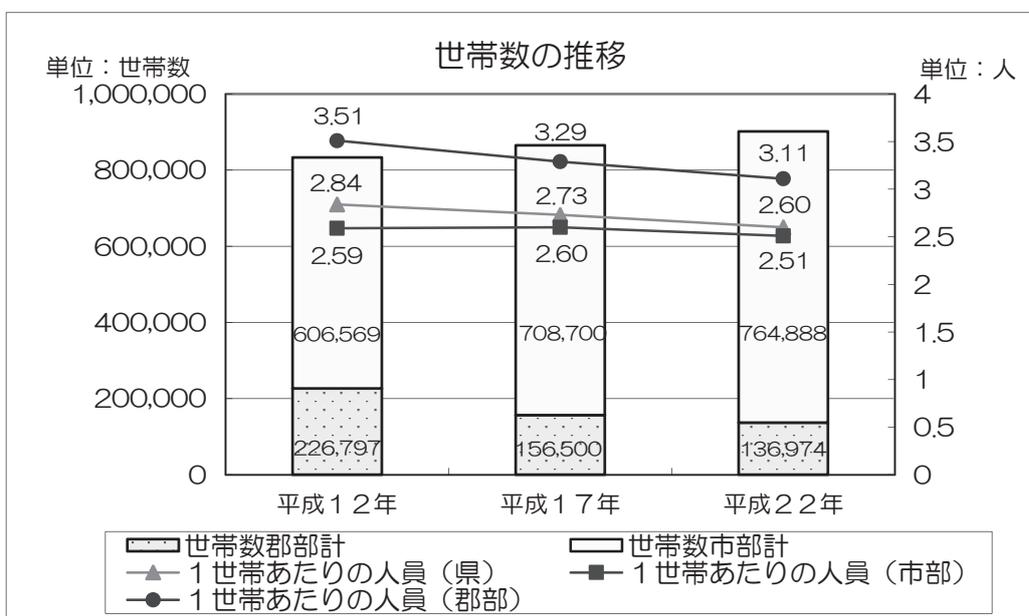
#### (4) 世帯数の推移

※ 平成22年国勢調査結果による。

	世帯数(戸)					1世帯当たり人員(人)		
	平成12年	平成17年	平成22年	増減数 (対17年)	増減率 (対17年)	平成12年	平成17年	平成22年
県計	833,366	865,200	901,862	36,662	4.24	2.84	2.73	2.60
市部計	606,569	708,700	764,888	56,188	7.93	2.59	2.60	2.51
郡部計	226,797	156,500	136,974	△19,526	△12.48	3.51	3.29	3.11

宮城県全体では、前回(平成17年度)、前々回(平成12年度)調査時と比較すると世帯数は増加しています。郡部においては世帯数が大きく減少し、市部においては増加している要因としては、市町村合併が行われたことに加え、市部への人口集中が続いていることが考えられます。

また、1世帯あたりの人員は、市部、郡部ともに核家族世帯、高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の増加から世帯規模が縮小してきています。



#### (5) 将来推計人口

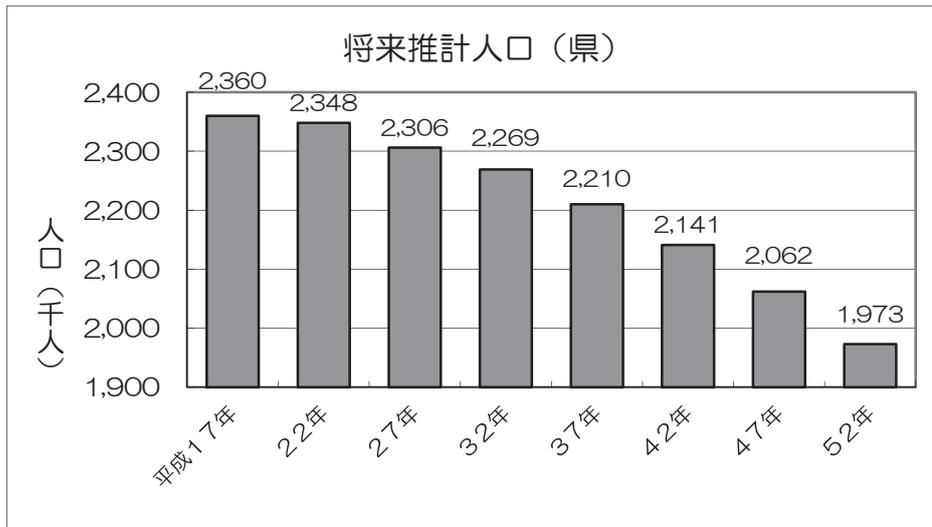
※ 国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計)」による。

(単位：千人)

年	県	全国
平成17年	2,360	127,768
22年	2,348	128,057
27年	2,306	126,597
32年	2,269	124,100
37年	2,210	120,659
42年	2,141	116,618
47年	2,062	112,124
52年	1,973	107,276

宮城県の将来人口については、今後、長期にわたり減少を続ける推計がされています。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の都道府県別将来推計人口(平成25年3月推計)」においては、国は平成23年、宮城県は平成17年を人口のピークとして、その後減少を続ける推計がなされましたが、県は平成16年度から既に減少しており、国よりも早く人口の減少が始まっています。



平成22年国勢調査における宮城県の人口は234万8,165人（男性113万9,566人、女性120万8,599人）で、平成17年からの5年間で1万2,053人、0.5%減少し、平成17年に引き続き前回調査を下回りました。

## ⑥ 婚姻件数・初婚年齢の推移

※ 県発表の人口動態統計による。

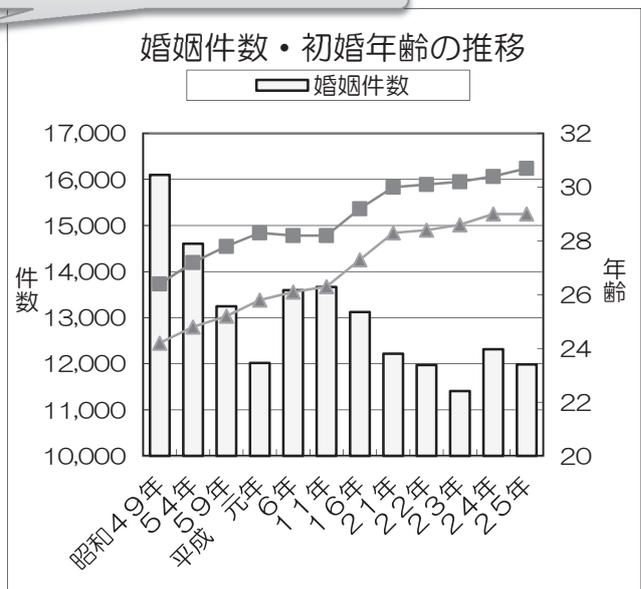
宮城県の近年の婚姻件数は、平成24年は増加しましたが、平成15年以降は減少傾向にあります。

また、平均初婚年齢は年々上昇しており、宮城県においては、平成25年で夫が30.7歳、妻が29.0歳と昭和49年と比較すると夫は4.3歳、妻は4.8歳上昇しており、晩婚化の傾向がはっきりとあらわれています。

晩婚化が進行するとそれに伴い、出生したときの母親の平均年齢も遅くなるという晩産化に繋がり、さらに高年齢になると出産を控える傾向もあることから、夫婦の出生力の低下にも繋がるなど、晩婚化は少子化の原因となります。

平成25年全国は、夫30.8歳、妻29.2歳

年	婚姻件数 (件)	前回との 増減	平均初婚年齢 (歳)	
			夫	妻
昭和49年	16,097	—	26.4	24.2
54年	14,606	△1,491	27.2	24.8
59年	13,246	△1,360	27.8	25.2
平成 元年	12,017	△1,229	28.3	25.8
6年	13,598	1,581	28.2	26.1
11年	13,665	67	28.2	26.3
16年	13,122	△543	29.2	27.3
21年	12,217	△905	30.0	28.3
22年	11,972	△245	30.1	28.4
23年	11,409	△563	30.2	28.6
24年	12,315	906	30.4	29.0
25年	11,985	△330	30.7	29.0



## (7) 未婚率・生涯未婚率の推移

※ 平成22年国勢調査結果による。

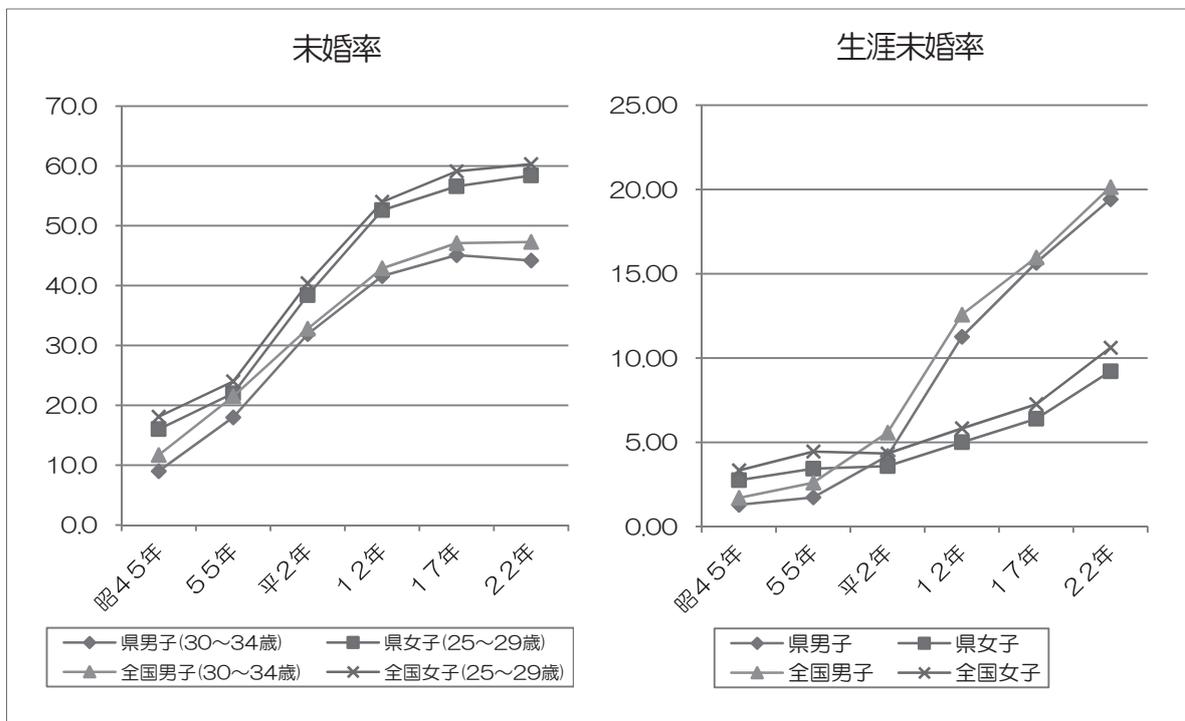
年	未婚率 (%)				生涯未婚率 (%)			
	県男性 (30~34歳)	県女性 (25~29歳)	全国男性 (30~34歳)	全国女性 (25~29歳)	県男性	県女性	全国男性	全国女性
昭55年	18.0	22.0	21.5	24.0	1.73	3.43	2.60	4.45
平 2年	31.9	38.4	32.8	40.4	4.19	3.58	5.57	4.33
12年	41.6	52.6	42.9	54.0	11.26	5.00	12.57	5.82
17年	45.1	56.6	47.1	59.1	15.65	6.39	15.36	7.25
22年	44.2	58.4	47.3	60.3	19.42	9.21	20.14	10.61

少子化の原因の一つに未婚化があります。

全国的に未婚化が進行している背景には、経済・社会環境の変化に伴う若者の生活基盤の不安定、結婚に対する男女の意識の変化等さまざまな要因があると言われています。

宮城県においても、未婚率は平成22年には、30~34歳の男性が44.2%（全国47.3%）、25~29歳女性が58.4%（全国60.3%）となっています。30年前の昭和55年においては、同年齢区分で男女とも約8割が結婚していたことを考えると、未婚化が進行していることがわかります。

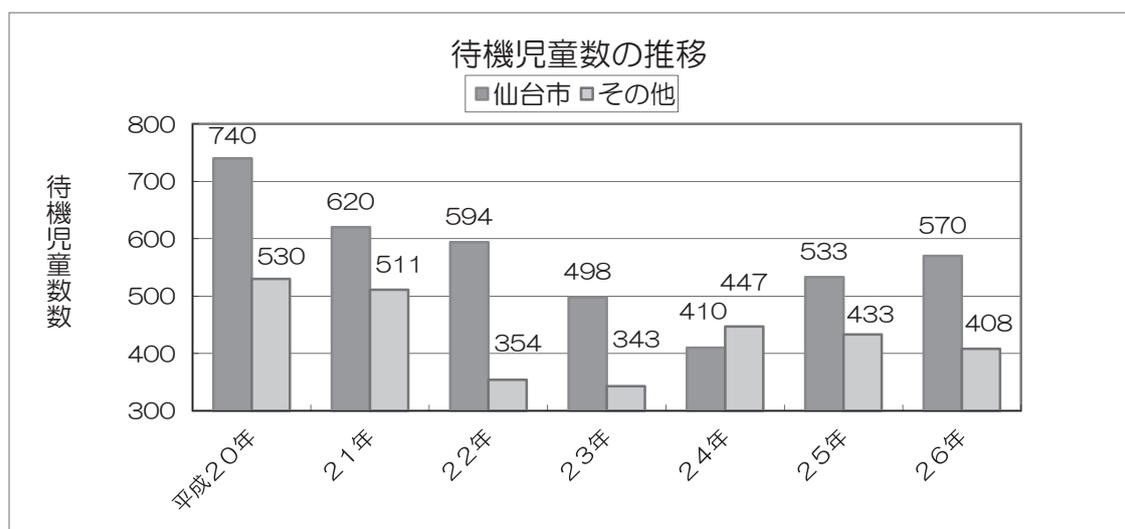
また、平成22年の生涯未婚率は、男性が19.42%（全国20.14%）、女性が9.21%（全国10.61%）で、30年前（同男性1.73%、同女性3.43%）と比較してみるとやはり大きく上昇しています。



## (8) 待機児童数の推移

年	待機児童数					
	県計	増減	仙台市	増減	仙台市以外	増減
平成20年	1,270	—	740	—	530	—
21年	1,131	△139	620	△120	511	△19
22年	948	△183	594	△26	354	△157
23年	841	△107	498	△96	343	△11
24年	857	16	410	△88	447	104
25年	966	109	533	123	433	△14
26年	978	12	570	37	408	△25

待機児童は年々減少していましたが、東日本大震災の発生による沿岸部からの移転や、復興需要による転入などの影響もあり、震災後は増加傾向にあります。平成26年は仙台市において37人増加し、県全体でも12人増加しました。



## 2 子ども・子育て支援等に関する国における近年の議論（動向）

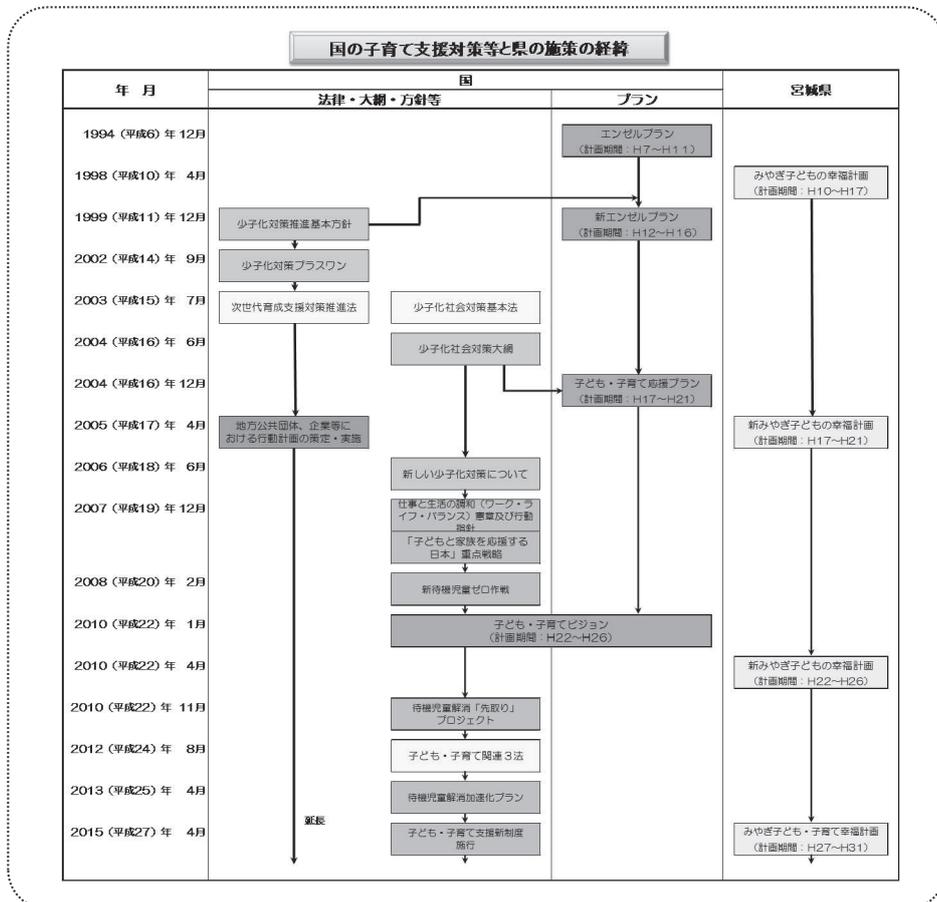
国においては、平成2年の合計特殊出生率が戦後最低の1.57となったことを受け、平成6年にエンゼルプラン、平成11年に少子化対策推進基本方針に基づき新エンゼルプランを策定し、また、平成15年7月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき閣議決定された「少子化社会対策大綱」に沿った具体的な計画「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、様々な少子化対策を実施してきました。

さらに、平成15年7月には次世代育成支援対策推進法が制定され、家庭や地域の子育て力の低下等の課題に対応し、次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する観点から、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定し、次世代育成支援のための取組を実施してきました。

平成22年1月には、子ども手当の導入、高校教育の実質無償化等の施策の実施に向けて、保育サービス等を含めた総合的な「子ども・子育てビジョン」が閣議決定され、保育サービスや放課後児童対策など子育てを支える社会的基盤の整備、仕事と生活の調和等を中心とする今後5年間の新たな「数値目標」が定められました。

これらの様々な少子化対策を講じながらも、さらに少子化が進行していることから、子どもが欲しいという希望が叶い、子育てしやすい社会にしていくための「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、社会保障・税一体改革の一項目として、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることになりました。

なお、平成25年には、都市部で増え続ける待機児童問題の解消に向け、「待機児童解消加速化プラン」を策定し、平成29年度末までに待機児童の解消を目指すこととしています。



### 3 計画の策定に当たり意見等を聴取した委員会など

この計画の策定に当たっては、知事を本部長として庁内の部局長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部」及び関係課室長等で構成する「宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部部会」のほか、庁外の学識経験者、市町村関係者、子ども・子育て団体関係者、子育て中の県民などで構成する「宮城県次世代育成支援対策地域協議会」及び「宮城県子ども・子育て会議」における意見、議論、検討、提言などを基に策定されました。

#### (1) 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部及び部会

##### 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部設置要綱

###### (設置)

第1条 本県の次世代育成支援及び少子化への対策を総合的に推進するため、宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

###### (所掌事項)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 次世代育成支援対策及び少子化対策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 次世代育成支援対策及び少子化対策の実施推進に関すること。

###### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び委員で構成する。

- 2 本部長は知事とし、副本部長は副知事とする。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者を充てる。
- 4 本部長は、推進本部の事務を統括し、推進本部を代表する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ本部長が定める順序により、その職務を代理する。
- 6 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

###### (幹事会)

第4条 推進本部に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、推進本部の会議に付すべき事項について、必要に応じて事前に審議するとともに、本部長の指示する事項を処理する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ別表2に掲げる職にある者を充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を統括し、幹事会を代表する。
- 5 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。

###### (部会)

第5条 個別的事項を調査検討するため、幹事会の下に部会を置く。

- 2 部会の設置は、幹事長が幹事会に諮り、決定する。
- 3 部会の部会長及び部会員は、調査検討事項に関係する課室長及び地方機関の長とし、幹事長が指名する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月22日から施行する。

別表1 (第3条関係)

委員	公営企業管理者 総務部長 震災復興・企画部長 環境生活部長 保健福祉部長 経済商工観光部長 農林水産部長 土木部長 出納局長 教育長 警察本部長
----	--

別表2 (第4条関係)

幹事長	保健福祉部次長
幹事	人事課長 震災復興・企画総務課長 環境生活総務課長 保健福祉総務課長 経済商工観光総務課長 農林水産総務課長 土木総務課長 出納局会計課長 企業局公営事業課長 教育庁総務課長 警察本部生活安全部少年課長

### 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部部会設置要領

(趣旨)

第1 宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部（以下「推進本部」という。）の部会の組織、運営等について必要な事項は、宮城県次世代育成支援・少子化対策推進本部設置要綱（平成19年1月24日施行。以下「設置要綱」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(部会長及び部会員)

第2 部会の部会長及び部会員は別表に掲げる職にある者を充てる。

(部会の運営)

第3 部会は必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

- 2 部会長は、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。
- 3 部会長は、担当班長からなるワーキンググループでの具体的な検討を求めることができる。

(部会の庶務)

第4 部会の庶務は、保健福祉部子育て支援課において処理する。

附 則

1 この要領は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

2 この要領は、平成19年6月7日から施行する。

附 則

3 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

4 この要領は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

5 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

6 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

7 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表(第2関係)

部会長	子育て支援課長
部会員	私学文書課長 共同参画社会推進課長 医療整備課長 健康推進課長 障害福祉課長 雇用対策課長 義務教育課長 特別支援教育室長 高校教育課長 スポーツ健康課長 生涯学習課長 少年課長

<b>本部長</b> 知 事		
<b>副本部長</b> 副知事		
<b>委 員</b>		
公営企業管理者 環境生活部長 農林水産部長 教育長	総務部長 保健福祉部長 土木部長 警察本部長	震災復興・企画部長 経済商工観光部長 出納局長

<b>幹事会</b>		
(幹事長)	保健福祉部次長	
(幹 事)	人事課長	震災復興・企画総務課長
	環境生活総務課長	保健福祉総務課長
	経済商工観光総務課長	農林水産総務課長
	土木総務課長	出納局会計課長
	企業局公営事業課長	教育庁総務課長
	警察本部生活安全部	少年課長

<b>部会</b>	
部会長	子育て支援課長
部会員 (12)	私学文書課長 共同参画社会推進課長 医療整備課長 健康推進課長 障害福祉課長 雇用対策課長 義務教育課長 特別支援教育室長 高校教育課長 スポーツ健康課長 生涯学習課長 少年課長

## 次世代育成支援対策地域協議会条例

平成十七年十月六日  
宮城県条例第百五十三号

(設置等)

第一条 知事の諮問に応じ、次世代育成支援対策（次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第二条に規定する次世代育成支援対策をいう。以下同じ。）の推進に関する重要事項を審議するため、宮城県次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、前項に規定する重要事項に関し知事に意見を述べることができる。  
(組織等)

第二条 協議会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 次世代育成支援対策の推進に関係する団体の役員又は職員
- 三 次世代育成支援対策に関心を有する者
- 四 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、三年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(部会)

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 協議会に、部会の所掌に属させられた事項の審議に資するため、部会委員を置く。

3 部会委員は、学識経験を有する者、関係行政機関の職員等のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

(秘密の保持)

第七条 委員及び部会委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(この条例の失効)
- 3 この条例は、平成三十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

宮城県次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

※ 敬称略・五十音順

No.	委 員 名	選 任 区 分	役 職 名 等
1	あだち ともあき 足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
2	あべ きよしげ 阿部 清茂	関係行政機関	亘理町福祉課長
3	いけがわ なおみ 池川 尚美	一般公募	
4	おおはし るいこ 大橋 るい子	関係団体代表	宮城県小学校長会 (大崎市鹿島台小学校長)
5	おくむら ひでさだ 奥村 秀定	学識経験者	宮城県医師会常任理事 (虹の丘小児科内科クリニック院長)
6	きみじま まさし 君島 昌志	学識経験者	東北福祉大学准教授
7	こばやし じゅんこ 小林 純子	関係団体代表	特定活動非営利法人チャイルドライン みやぎ代表理事
8	こんの まりこ 紺野 満理子	一般公募	
9	ささき としこ 佐々木 とし子	関係団体代表	宮城県地域活動連絡協議会会長
10	さとう ひろお 佐藤 宏郎	関係団体代表	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会 副理事長
11	さとう じゅんいち 佐藤 淳一	関係団体代表	日本労働組合総連合会宮城県連合会 副事務局長
12	せいの まさのぶ 清野 正信	関係団体代表	宮城県児童館連絡協議会会長 (仙台市台原児童館長)
13	たかやま ひでき 高山 秀樹	関係団体代表	仙台商工会議所総務管理部長
14	なかの みゆき 中野 みゆき	関係団体代表	宮城県保健師連絡協議会
15	ひらつか みきお 平塚 幹夫	関係団体代表	宮城県保育協議会会長

## 子ども・子育て会議条例

平成二十五年七月十六日  
宮城県条例第五十四号

### (設置)

第一条 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下「法」という。）第七十七条第四項の規定に基づき、宮城県子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

### (組織等)

第二条 子ども・子育て会議は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、子ども（法第六条第一項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第二項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第七条第一項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、関係行政機関の職員その他知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第三条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第四条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第五条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

### (部会)

第六条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 子ども・子育て会議に、部会の所掌に属させられた事項（以下「所掌事項」という。）の調査審議に資するため、部会委員を置くことができる。

3 部会委員は、所掌事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

4 部会に属すべき委員及び部会委員は、十人以内とし、会長が指名する。

5 第二条第三項及び第四項の規定は部会委員について、前三条の規定は部会について準用する。

### (委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

宮城県子ども・子育て会議委員名簿

※ 敬称略・五十音順

No.	委員名	選任区分	役職名等
1	あだち ともあき 足立 智昭	学識経験者	宮城学院女子大学教授
2	あべ きよしげ 阿部 清茂	関係行政機関	巨理町福祉課長
3	いがらし ようこ 五十嵐 陽子	一般公募	
4	いけがわ なおみ 池川 尚美	その他	次世代育成支援対策地域協議会委員
5	おくむら ひでさだ 奥村 秀定	学識経験者	宮城県医師会常任理事 (虹の丘小児科内科クリニック院長)
6	きみじま まさし 君島 昌志	学識経験者	東北福祉大学准教授
7	こばやし じゅんこ 小林 純子	関係団体代表	特定活動非営利法人チャイルドライン みやぎ代表理事
8	この まりこ 紺野 満理子	その他	次世代育成支援対策地域協議会委員
9	ささき としこ 佐々木 とし子	関係団体代表	宮城県地域活動連絡協議会会長
10	さとう じゅんいち 佐藤 淳一	関係団体代表	日本労働組合総連合会宮城県連合会 副事務局長
11	せいの まさのぶ 清野 正信	関係団体代表	宮城県児童館連絡協議会会長 (仙台市台原児童館長)
12	たかさき かおり 高崎 かおり	一般公募	
13	たかの さちこ 高野 幸子	関係団体代表	宮城県保育協議会副会長
14	たかやま ひでき 高山 秀樹	関係団体代表	仙台商工会議所総務管理部長
15	なかの みゆき 中野 みゆき	関係団体代表	宮城県保健師連絡協議会
16	むらやま とうご 村山 十五	関係団体代表	一般社団法人宮城県私立幼稚園連合会 理事長
17	わこう みつゆき 若生 充行	関係団体代表	宮城県小学校長会副会長 (大崎市古川第一小学校長)





表紙 「アニメむすび丸」  
子育て支援を進める県民運動  
シンボルキャラクター

～子育て支援を進める県民運動とは～

地域社会全体で子育てを応援していくための運動です。

- ◎ 子育てに対する不安感や孤独感を解消します
- ◎ 子育てへの親近感を育みます
- ◎ 地域全体への子育て支援の輪を広げます

県民、市町村、企業、関係団体など、多くの方々と連携して、子育て世帯を応援し、「安心して子どもを育てることができる地域社会の実現」を目指します。



裏表紙 「すくすくジャパン」  
子ども・子育て支援新制度  
シンボルキャラクター

～子ども・子育て支援新制度とは～

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度であり、平成27年4月に本格施行されます。

「質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を柱に、妊娠、出産から育児までの切れ目ない支援を行うことを通じて、全ての子どもが健やかに成長するよう支援するものです。

## みやぎ子ども・子育て幸福計画 第Ⅰ期

【宮城県次世代育成支援行動計画】

【宮城県子ども・子育て支援事業支援計画】

平成27年3月

宮城県 保健福祉部 子育て支援課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
TEL022-211-2528/FAX022-211-2591

